

厚岸町議会 第1回定例会

平成29年3月8日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成29年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、3番、堀議員、4番、石澤議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
7番、音喜多議員の再質問から始めます。
7番、音喜多議員。
- 音喜多議員 おはようございます。
昨日は、議長の名裁きによりまして、過去にない、昨日と今日という二日間にわたっての一般質問の、その機会を与えていただきまして感謝申し上げます。
おかげさまで熟睡度が非常に浅くて、今日は何を質問するかということが私自身があやふやな状況でございますので、よろしく対応をお願いしたいと存じます。
まずはじめに、JR花咲線の重要度や位置づけについて、お伺いしてまいりたいと存じます。
答弁書にもございますが、北海道鉄道ネットワーク・ワーキングチームは、JRの現状について、一つは、全ての線区を現状のまま維持することは困難であるというふうに、二つ目には、線区ごとに果たす役割が異なりますよと、三つ目には、それぞれ特性に応じた対応が必要であると結論づけております。
そして、その結論から六つの分類に分けられております。その1番手は、札幌と釧路や函館など、道内の中核都市を結ぶもの。2番手は、公益観光、これからの観光交流等含めて観光に重要度を指しております。3番手に、国境周辺地域と北方領土隣接地域というふうに分けて3番手に位置づけされておりますが、国境周辺地域として宗谷地方を指し、引き続き鉄道の維持を図る必要があるとしております。しかし、北方領土隣接地域は、鉄道の役割を十分考慮する必要があるととどめております。
この見解は、どういうふうにそのように違うというか、結論づけというのは難しいんですが、この見解の相違は何だと考えられておりますか。
- 議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ネットワーク・ワーキングチームにおける報告書のうちの六つの中の3番の問題であります。

今、言われましたとおり、北方領土における共同経済活動等の展開が期待される中、鉄道の役割は十分考慮することが必要であるということでもあります。ただいま、宗谷線等の問題が提起されましたけれども、私自体は花咲線も含まれるものであるという認識を持っております。このことは、関係各位にも強く要望し、お話をさせていただいているわけでありまして。すなわち、国策の観点から、極めて重要な社会インフラであるということですので、私は今後ともそういう気持を持ちながら、強く関係方面に要請をしていきたいと、そういうふうに考えております。

●議長（佐藤議長） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 町長の言われるとおりで、私もそう思います。

当初のこの結論が出る前は、根室の市長が、なんでうちが宗谷線よりも位置づけが低いんだという怒り方というか、そういう報道も出ていまして、全くそのとおりだと思うんですよね。私どもが利用するこの花咲線、やはりそこに期待をかけて、これから進むべきではないのかなと思います。この鉄道ネットワーク・ワーキングチームが掲げた認識というか、重要度、位置づけからして、花咲線も今、町長の言われるように、国策上これからも必要な路線と思います。そのようなことから、その意思はぜひ持って、これからの対応に臨んでいただきたいなと思います。

鉄道ネットワーク・ワーキングチームは、線区ごとに果たす役割が異なるという一つの目安をしている中で、花咲線と釧網線を同一歩調の上で取り組むという、開発期成会がそのような考え方であると報道され、そのような陳情もされているやに思います。

前段申し上げたように、それぞれの線区の目的というか、その役割がちょっと釧網線と花咲線は違うような気がするんですが、期成会が同一として歩調を合わせるような取り組みをされているのは、何の理由であろうかと伺う次第です。

●議長（佐藤議長） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

この花咲線の問題、釧網線の問題等については、地域にとってはそれぞれ重要な課題であることは質問者の言うとおりであります。そういう中で、今後、要請活動するに当たり、どのような方法がいいだろうかということで、関係沿線等と協議をさせていただいたところであります。

そこで出てきましたのは、やはり花咲線については釧路地方総合開発期成会で重要課題として要請をすべき課題であると。といいますのは、ご承知のとおり、花咲線は釧路、釧路町、浜中、根室市であります。一方、釧網線は標茶、釧路、釧路町、標茶、弟子屈、そういうことで釧路管内の一つの懸案事項として、期成会として今後関係者に要望をしていこうという

こととございます。そういたしますと、一方、標茶、弟子屈、または釧路町、釧路市は釧網線にかかわる懸案事項であります。そういうことで、同一した行動をとって、今後、歩調を合わせて要望していこうということとございますので、ご承知をいただきたいと存じます。

- 音喜多議員 花咲線も釧網線も行政を預かる立場では、非常にどっちも大事だということは、十二分に承知できるわけですが、考え方というか報道等によれば、そういったことで一緒くたになりはしないかと、やはり純粋に沿線は沿線でそういう対応をする組織を立ち上げてという見方もされております。

しかし、私も当初から、この問題については、やはり政治的課題が大きいところが占めるという意味からすれば、管内においては期成会が一番その窓口になっていると私は理解しますので、期成会の立場で花咲線も大事、釧網線も大事という立場で形でぜひ臨んでいただきいなと思います。

それから、3番手でお尋ねしてまいりたいと思います。

厚岸町もこれから組織されます地域公共交通活性協議会、略称でございますが、このJR問題について触れていくということになっております。前段として、今、町長が話しされたことを念頭に置きながら進めていかなければならないのかなと思いますが、今回、JR花咲線の問題でここで聞いておきたいと思いますが、この検討会の中で、JR問題について、どういうふうな位置づけで検討していこうとしているのか、ちょっとこの後にも公共交通の関係で質問しておりますが、JRの部分で切り離してここで尋ねしておきたいと思います。

- 議長（佐藤議長） 町長。

- 町長（若狭町長） これは、北海道の諮問機関として鉄道ネットワーク・ワーキングチーム報告書というものを出し、北海道知事にご提案をいたしましたということとあります。しかしながら、組織的には別な大きなこの上段の北海道運輸審議会というものがございまして、さらにそこでいろいろな協議をいたすべきことであろうかと思っておりますが、報道等によりますとワーキングチームのご意見を北海道知事が受け、それを持って国等の関係機関に北海道の意見として要請をしたいという報道であります。

私自体は、このネットワーク・ワーキングチームも確かに提案する、または協議をする、それは大事なことと思いますが、果たしてしならば北海道はこの鉄道問題に対して、どれだけの重要性、すなわち力を発揮することができるのか、私自体はあくまでもこの鉄道問題は国の責任であると、そういう認識を持っている次第であります。そういうことにおいては、私はしならば北海道は財政も含めて、いろいろな鉄道に対する対応ができるのか疑問を持っている次第であります。そういう意味においては、私はあくまでも国の責任で、この鉄道のあり方について十分に地域の声を聞いて対応すべきであると、そのように考えている次第でございます。

- 議長（佐藤議長） 7番、音喜多議員。

- 音喜多議員 このJR問題について、最後にお聞きしようと思っていたことが、今、町長から答弁されました。

私が考えていたのは、このJR北海道の鉄道問題、とりわけ私たちが関係する花咲線の問題については、30年前にさかのぼってくるのではないかという懸念をしていたわけです。民営化されたとき、そしてこんな現状になったとき、やはりそれは政治的な関与が今もこれからも続いていくだろうと思う。そういうときには、やはり国の関与なしでは、この問題はとりにあらず抜本的には解決できるかどうかは分かりませんが、こういう現状になった今、それを解決するとなれば、国の関与が再び必要であると感じていた次第ですが、いみじくも今、町長が先に言われました。

改めて、私どもも思うその鉄道にける国の関与のあり方について、もしご所見があれば伺いたいと思います。

- 議長（佐藤議長） 町長。

- 町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

今、質問がございましたとおり、この鉄道の分割民営化につきましては30年前であります。当時、分割する際においても、北海道は赤字路線やむなしであろうということを、国自身が考えていた結果、経営安定資金というものを出して、その利子によって運営をすれば、何とか黒字経営ができるであろうということを考えた30年前なんです。ですから、当初から国はJR北海道は赤字路線になるだろうということを見込みながら、そういう対応をしたのであります。

私は、それは間違っていた、その結果、現在このような状況になっていると、しかも、今JR北海道の株式といいますのは、鉄道建設運輸施設整備支援機構、通称鉄道運輸機構といいますが、これが100%保有しているんです。その出資はどこから出ているかといいますと、これまた100%国から出ているんです。私は経営者責任、株主責任、当然あると思っております。これが経営であります。そういう意味においては、私は先ほど答弁いたしましたとおり、国の責任でこの問題を地域の要望に沿った解決をしていくべきものであるということ、各方面に強く訴えているところでございます。

- 議長（佐藤議長） 7番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ありがとうございます。これからのご活躍に期待します。

2点目に、町民の移動問題で、ハイヤーの問題でお尋ねしてまいりたいと思います。

答弁書にもありますし、報道機関からも報道されておりますが、商工会青年部の有志がボランティアで行った師走のハイヤーにかわる送迎の取り組みでございます。ボランティアということ強調されておりますけれども、このボランティアの活動についてどのような感想をお持ちか、お尋ねする次第です。

- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 商工会青年部の有志が、ボランティアで8時以降のハイヤー運行がないかわりの運行を行ったと、その思いは、町内の飲食店がハイヤーの運行がないことによって、お客さんが減りはしないか、あるいは減っているという状況を憂慮して行ったということでございます。

もともとは、飲食店の方々が商工会に対して、何とかならないだろうかということが発端でございまして、その商工会の中の一つの組織である青年部の有志の人たちが、その行動を起こしたということございまして、その行動自体は意味あるものであらうなと思います。なぜかと申しますと、12月、一番飲食店がにぎわうであらうその時期に、8時以降ハイヤーの利用というのは本当にどのくらいあるんだらうかということ確かめたいという思いもあったと、一方では、減っているお客さんを何とか戻したいという強い思いが、そういう行動を起こしたということで、非常に評価すべき行動ではないかと考えます。

- 議長（佐藤議長） 7番、音喜多議員。

- 音喜多議員 私もよくやったと評価していいと思います。何もやらないところからは何も生まれませんから、やはり誰かが行動を起こして、その反省の上に立って次のステップを踏むと。8月にハイヤーがなくなってから、あの手この手といういろいろな話はあるけれども、誰も行動というか、それに代わることはなかったわけですね。

そういうことからすれば、今回そういういろいろな悪いというかマイナス、負の面の反省点はこの答弁書にも書かれておりますが、やはりそれを反省しながらというか、一つ一つ問題解決していけば、次のステップにつなげることができるのではないのかなと思うことから、町としてそういう有志、あるいはそういう組織を立ち上げて、そういう行動に出たことについてどう評価するかということで、その点を伺っておきたかったものですから、そういう質問をさせていただきました。

前回の9月に私が一般質問で伺ったときには、ハイヤーは公共交通の位置づけがないやに言われておりますけれども、まさしくそのとおりであると、今も変わらないとお持ちですか。

- 議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） 一般的な公共交通の定義としては、タクシーについては、町の中を流しながら乗りたい方をそこで乗車させて目的地までお連れすると、いわゆる不特定多数を対象とする運行であるという位置づけであります。ハイヤーについては、乗りたいという方の申し出によって、その方のみを乗車させて目的地まで到達させるということで、協議の対象ということで特定少数を対象にするということで、公共交通としての考え方としてはグレーゾーンにあるとも定義づけされております。ということで、法的にもちょっと位置づけが変わってくるということでございます。

ですから、飲食店を利用する方々、利用するのは飲食店が利用するのではなくて、飲食店から、例えば自宅だとか飲食店から飲食店ということで、そういったお客さん個人

が利用する対象として乗車されると、一般の利用も当然ありますけれども、そういう意味ではちょっと位置づけが違ってくるんだろうなということで、これは一般的な解釈でございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 この8時以降ハイヤーがないということについては、皆さん理解していると思うんですが、この現状はよしとはしないと思うんですよ。これは人口1万は割りましたし、観光客を呼ぼうという大きな目標もある中で、夜8時以降、移動の足はありませんよということについては、よしとはしないと思うんです。この半年近くになりましたけれども、半年超えたかな、そういう状況だということを使い続けて、このままで終わることはないと思うんですね。

答弁書の中にも、新年度3月に設立して立ち上げるという公共交通の中でも、このハイヤーの問題というか、ハイヤーとは言い切れないとは思いますが、夜8時以降の足の確保ができない問題について協議をするということになっておりますけれども、それがいつ結論づけてこの問題を解消するかという見通しが立たない中で、どうしていいかなきゃいけないかという、一歩先に出るとするか、手だてをする方法が全く行政としては見受けられないんですが、それで行政とかかわりはないのかという意味で、今、この質問をさせていただきましたけれども、もう一度行政とのかかわりについて、厚岸町としては全く関係ないと思われるか、あるいはいやそうではないんだと、少しは関係あるんだという感触をお持ちなのか、お聞かせいただきたい。

●議長（佐藤議長） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、さくらハイヤーの質問であります。厚岸町としての利便性、そしてまた快適な都市を、さらにはまた、よりよい生活を営む厚岸を考える場合、やはり今日、高齢化の時代を迎えております。さらにはまた、高齢者のみならず、一般の方々にもお話しできることではありますが、先ほどの質問にありましたとおりの鉄道の問題、さらにはまた、バスの問題、さらには今、質問されておりますハイヤーの問題と、交通手段というのは極めて重要な厚岸町の課題であります。

そういう意味において、ハイヤーが8時以後運行されなくなったという現実、これは厚岸町にとりましても、私自体は町長として大きな課題として認識をさせていただいているところでございます。特に、商店会、さらにはまた高齢者の方、緊急に病院に行く等々、不都合な場合が出ているようであります。

そういう点を考えますと、何とか8時以後も運行していただきたいと、さくらハイヤーにお願いをいたしているわけではありますが、いかんせん、やはりさくらハイヤーといえども民営であります。そういう意味において、経営が大事であります。8時以後の運行をすることによって、極めて経営が難しくなっているというのも事実のようであります。さらにはまた、運営管理者として、65歳以上の人を夜間に運転させるということについても考えていかなければ

ればならないという、会社自体の管理責任の問題も起きているようでもあります。そういう中で、財政的なことで解決をしなければならない課題だけでなく、運転手の募集がないという現実もあるわけでございまして、この点、浜中町は24時間やっている。さらにはまた他のハイヤー会社もやっている、浜中は家族経営だそうであります。やはり人件費が重く経営にのしかかっているのが、今日のさくらハイヤーの運営状況であるようであります。そういう点を考えますと、運転手を募集しているようではありますが、なかなか来ないという実態もあるということも町民にもご理解をいただかねばならない。そういう点を考えておりますので、いろいろとさくらハイヤーについては、スクールバスとか町自体もお願いをいたしているところでございます。

そういう意味において、利便性を考える場合における8時以後の不便さ、今、利用者にとっては身にしみて考えておりますし、さらにはまた、それぞれの関係者からも不便だ、何とか8時以後も運行できるように町からもお願いしていただきたい、そういう声もあるわけでありまして、この問題についてもさくらハイヤー等ともやはり協議しながら、さらにはまたさくらハイヤー自体も運転手の募集が速やかに見つかるように願っているわけでございまして、それぞれさくらハイヤーの経営上の事情があるということも、我々は理解していかねばならない、そのように考えておりますので、今後のこれからの地方公共協議会において、いろいろとこれらの問題も惹起しながら、厚岸町の公共交通のあり方というものも早急に検討していかねばならない、そのように考えている次第であります。

●議長（佐藤議長） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 あと何分ありますか。

●議長（佐藤議長） 9分。

●音喜多議員 今の質問で、町がどういう認識を持つかによって、今、町長も言われたように、営業しているハイヤー会社に対して町から助成してもいいのではないのかと、夜8時以降に対するそういうことに町として手だてをするならば、それによつてはさくらハイヤーの募集の仕方もまた違って来るだろうし、手を上げる運転手もちよつと違って来るのではないのかと、ぜひ町はそこまで必要だとするならば、資金的な援助というか、そういうことで町民の利便性が高まるならばという思いから、ぜひ助成と申しますか、補助と申しますか、そういった点を検討して見ていただきたいなと思います。

今、厚岸町がもっともって元気のある厚岸町でありたいと町長は願ってますし、そういった意味では、観光客もぜひ寄りたいということも言われています。

ただし、飲食店の店主からこういうことを聞きました。あるお客さんが、地方から来た方でホテルに泊まっていた方ですが、8時以降にハイヤー呼んでくれと言ったら、ありませんと店主が答えた。その一緒に来た女性の方は、非常に不満というか、がっかりしたというか、それで捨てぜりふのように聞こえたと言うのですが、夜8時以降はハイヤーありませんとメニューの看板と一緒に書いておいてくださいと、そのほうが安心して店で飲めますという、私はその話を聞いたとき、非常に利用者からの皮肉めいたとい

うか、本当の気持ちを伺ったような気がするんです。それだけ利用者としては、そういう事情を言ったらば、がっくりというというのが分かります。メニューと一緒に、当町は夜8時以降、ハイヤーはありませんときちっと出したほうがいいと私も思うのですが、しかしそんなことをしたら、とんでもない話だと思われれます。しかし、現実はそのことなんですよ。やはりそれだけ深刻さというか、我々は内輪にいるからそういうことに気がつかないけれども、外から来た人がぼっと食事して、あっちの店に行きたいとか、ホテルに帰りたいといった場合、そういう事象になった場合にどうしますというか、想像するに値するというか、本当にそんな状況にあるということを知っていただきたいと思います。

そして時間がありません、3点目の公共交通に移らせていただきます。

一つは協議会の構成で、町の立場、それをちょっと確認しておきたいと思います。

今回、協議会を立ち上げる最大の目的は、町民、住民、町の移動手段に不便を来しているから、その不便を来しているのにはいろいろと原因があるかと思われるわけです。それは利用者の減少であり、そのことによって運営する事業者であったり、そういう負の連鎖が始まっているために、ようやく気がついたから、厚岸町は遅いか早いか分かりませんが、公共交通の協議会を立ち上げるということになったわけです。そんなことから、その原因はどのように受けとめているかと、厚岸町の立場はそういう弱者の立場で、不便を期している人の立場でやっていると、臨むと理解しておりますが、それを確認しておきたい。

それからもう一つ、一気に言います。この協議会を立ち上げるときに、町民に少しPRして、もっとその協議会の位置づけをかき上げする意味で、広く町民にこういう大事なことをやっていますよということを知っていただきたいということと、協議会の開催に当たっては、報道機関を含め一般町民も傍聴できるように公開していただきたい。

以上です。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長）協議会の立ち上げにつきましては、1回目の答弁でお話をいたしましたとおりであります。また2回目、3回目の答弁でもお話しいたしましたが、やはり今日の厚岸町の公共交通のあり方というものが重要な位置にあるという認識で協議会を設置する、また、国においてもその法律もできたわけでありますので、それに基づいて協議会を進めていきたい、そのように考えております。

また、広報の関係であります、こういう協議会があるんだということについては、厚岸広報を通じて町民に周知をすることも必要であろうかと思っております。

また、先ほどハイヤーの補助の問題が出ましたけれども、この問題については厚岸町も財政が大変厳しい昨今であります。この問題をどうするのかは、ここでの即答はできませんので、この点をご理解をいただきたいと存じます。

●音喜多議員 答弁というか、公共交通の協議会を立ち上げて協議会を開くには、物によっては公開できるものはできるだけ公開するということがいいですか。

●議長（佐藤議長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 3月に設立を予定しています、俗に言う法定協議会につきましては、原則公開と法律のほうでもうたわれております。事業者等の利益等に影響する場合等を除き、原則は厚岸町としても公開という形で行っていきたいと考えております。

●議長（佐藤議長） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 さきに通告いたしました通告書に従って質問させていただきます。

1、子ども・子育て支援について。

人口減少、少子高齢化の加速は、町の経済の根幹を揺るがす大きな問題である。こうした問題を抱えながら将来を見据え、子供は将来の宝、産んで安心、子育ても安心な町政をつくらなければなりません。町はいろいろな手当をしているが、町として効き目のある特効薬は、今、何をすべきと思いますか。

2、防災対策について。

災害時の実態として、障害者、単身の若者、在日外国人、生活保護世帯の死亡率の高さが際立っている現状のデータが明らかになった。阪神淡路大震災のデータであります。この大災害をもたらした大きな原因は、建物の倒壊によるものとわかりました。それで、町はこの実態を把握しているのか、また、このことに対して、町は何をすべきと思うか。

以上です、よろしくお願いします。

●議長（佐藤議長） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、竹田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の子ども・子育て支援について、町はいろいろな手当をしているが、町として効き目のある特効薬は、今何をすべきと思いますかについてであります。現在のところ、特効薬と呼べるものを見出すことは非常に難しいものと考えております。

しかし、少し長い観点ではありますが、人口減少問題に対応するため、町では昨年3月に5カ年計画である厚岸町未来創生総合戦略を策定し、子ども・子育て支援についてもこの戦略に基づく施策展開をしっかりと進めていくことが、現在一番のなすべきことだと考えているところであります。

具体的には、目標の2で子供を安心して産み、育てられる厚岸として、結婚、出産に関する希望を実現するため、手助けとなる施策を講ずるなどして、子供を安心して産み、育てることが、人口減少の歯どめの対策として重要な取り組みとしております。

基本方向の一つ目に、子供を産み、育てやすい環境の整備として、主な施策として結婚支

援と出産、育児環境の整備を掲げ、具体的な取り組みとして9項目のうち新たな項目として、北海道が行う婚活支援施策との連携、特定不妊治療費助成事業、妊娠、出産、育児支援強化事業に取り組んでおり、本年度は、さらに子供予防接種の拡充や産後ケア事業等の実施を予定しております。

二つ目に、子育て支援の推進として、主な施策として子育て支援の充実、保育所運営等の充実、親子の多様な学習機会の充実を掲げ、具体的な取り組みとして13項目のうち新たな項目として、放課後児童クラブの6年生までの受け入れ拡大、保育料助成を第2子からに拡大、小学生までの医療費の無料化は実施中であり、本年度はさらに保育料助成を第1子からに拡充、保育所保育時間の延長、安全な保育環境の整備として、湖北地区の保育所建設に向けた基本設計の実施を予定しているところであります。

三つ目に、教育活動の充実として、主な施策として質の高い教育環境の整備と教育支援の充実、みずから夢や希望を実現する教育の充実を掲げ、具体的な取り組みとして10項目のうち新たな項目として、教育用携帯情報端末導入、夢に向かって努力のすることの大切さの学習、文化振興助成の拡充、スポーツ振興助成の拡充の4項目について実施しているところであります。

今後においても、これら未来創生総合戦略に掲げた取り組みについて、引き続き継続事業の充実、本年度予定事業の推進を図るとともに、未実施の項目についても実現に向け検討を進め、子供を安心して産み、育てられる厚岸を目指し、子育て支援を推進してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の防災対策について、はじめに1995年の阪神淡路大震災における人的被害の実態を把握しているかについてであります。平成17年12月22日に兵庫県が県内の市町村を通じて再調査した結果をもとに発表した、阪神淡路大震災の死亡者数は6,434人で、うち関連死を含まない死亡者数は警察署の取りまとめでは5,502人、当時の厚生省が取りまとめた平成7年1月から6月までの間に市区町村に届け出のあった死亡届と死亡診断書をもとに作成された、人口動態調査死亡書に震災による死亡と記載されたものの集計では、5,488人とされており、厚生省がまとめた人口動態統計から見た震災の死亡の状況による年齢階級別では65歳以上の高齢者の割合が43.7%、70歳以上が33.7%とされております。その他文献を見ますと、低所得者や障害者、単身の若者、在日外国人の死亡率の高さが特徴であったとの指摘もされているようです。また、死因については、各調査によって数値に若干の差異はあるものの、ご質問にあるとおり家屋の倒壊による圧死、窒息死が約80%以上とされております。

次に、このことに対して町は何をすべきと思うかについてであります。町では平成20年に建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、厚岸町耐震改修促進計画を策定し、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減するための取り組みを進めてきたところであります。昨年本町の計画のもととなる北海道耐震改修促進計画が改定されましたので、今後、本町の計画についても、できる限り早い時期に改定を行うとともに、改めて町内の建築物の耐震診断と耐震改修などに関する目標を設定し、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を推進していかなければならないと考えております。

また、阪神淡路大震災では、家具等の倒壊によって亡くなられた方もいることを踏まえ、

家具等の倒壊防止の有効性や方法などについても、広報誌やホームページで繰り返し周知を
してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議長） 5番、竹田議員。

●竹田議員 まず、国は少子高齢、人口減少に対しての特効薬のあるものを早々に考えなければならなかったこの時期については、10年前からなのか20年前からなのか分かりませんが、地方に任せっきりで取り組みが遅かったのではないかと私は思います。

このことについては、町はどう捉えているのか、まずお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 国の取り組みということでございますけれども、国もエンゼルプランですとか、そういった計画を以前から取り進めてきております。それに基づきまして厚岸町も進めてきてはおりますが、その結果が今の状況ということでございますので、そういう面での特効薬にはならなかったのかなとは思いますが。

●議長（佐藤議長） 5番、竹田議員。

●竹田議員 もう一つは、国ばかりでなく、我が町は我が町での取り組みというのが必要だったのではないかと、この辺についてもどう捉えているか、お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 国がそういうエンゼルプランですとか、そういった計画を策定をして、厚岸町におきましてもそういう基づいた取り組みを進めてきておりますので、国の政策を受けながら町もやってきたという部分でありますので、そこで特効薬になり得なかったというのは事実かなと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そこで、国も市町村も今後、特効薬となり得るような施策を緊急に考えなければならないという気持ちはあるものだというふうに、答弁の中で取り組みさせていただきましたが、もう一度聞きます。

そういったいろいろな施策をしてきたが、特効薬となるものは見出されなかったと、その現実を踏まえて、本当に特効薬となるものをいかに早くこの市町村としても、厚岸町としても、独自に考えていかなければならないのではないかとこの気持ちはあるのかどうかだけを、もう一度聞きたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 町長の答弁で、総合戦略に基づいた取り組みを今しっかりと進めていくことが、一番のなすべきことかなと答弁をしております。

厚岸町では、平成27年3月に厚岸町子ども・子育て支援事業計画という計画を、これも国の計画に基づいて策定しております。この計画、それから、今申し上げました総合戦略の掲げたものについて、まずはしっかりと進めていくことが一番大事かなと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 国は、少子高齢化や人口減少に対して取り組みをしていこうと、そういう考えはあった、がしかし、人口減少が計算よりも非常に早まってしまった。それと同じく、国の総生産であるGDPが下がってしまうと、要するに税金の税収が上がらなくなってしまったということで、なかなか市町村に対して国としての施策がおくれたということは事実であると、報道関係で最近いろいろな書物で聞いたり見たりすることになってきました。これは、国も市町村も同じであると思います。

そこで、子供を産む年齢というのが、産むことが確率として高い数字になっていくことが、若い世代に多いと。資料をいただきましたけれども、やはり20代の初めから30代の半ばが一番産む世代が多いわけです。ここで問題なのが、若い世代というのは年も若いけれども所得も低いわけです。この所得の低いところに一番日本の社会の根幹を背負っていかなければならない、少子高齢化の歯どめをかけていかなきゃならない世代が、そこが子供を産むということを担っていかなきゃならない、担っていただきたいという、そういう世代なんですよ。

その世代が結婚をするという環境、結婚したいという環境に変えていくこと、そして結婚することによって子供を産むということから子供を産みたいと環境に変えていくこと、そして子供を育てるということから子供を育てやすいという環境へ変えていくこと、個人の希望に対して、町の施策として、結婚しやすい、生みやすい、育てやすいという環境を整えていかなければならないのが、町政のあり方だと思います。

そこで、国のいろいろな施策もありますけれども、経済の中で発展してこなかった中で、結婚を抑え、子供を産むことを抑え、そういった悪い環境に陥っていったことは事実であります。がしかし、これからも年齢のことをいうと20代の初めから30代半ばまでの、要するに若い世代が子供を産む、これは年齢が高くなることによって、障害児を産むという確率が高くなってしまおうというのは、厚生労働省のデータではっきりしているわけでありまして。国も厚岸町も若い世代に子供を産んでもらって、そしてこの厚岸町に住んでもらって、経済を支えてもらいたい。それで、将来にわたっての人口減少を抑えていく、若者に背負わせることに、悪く言えばそういう環境になってしまう。その環境をどうしても結婚しやすい、産みやすい、育てやすいという環境をつくってあげなければならない町の責任があると思います。私は、特効薬として、子供を最初に産むというこの時点で、産みやすい環境をつくるということが一番の特効薬ではないかと思っております。

そこで、第1子目の子供を産むときに、出産育児手当もごさいます。がしかし、それだけでは足りない、出産一時手当の町村の国が示している金額以上に、厚岸町はまず増額ということはないわけであります。第1子目からの子供の出産、子供を産むという時点で出産手当を出すという、このことはほかの町村、資料にもありますけれども、白糠町では商品券などの加算額があります。こういった、まずは子供を産むという段階での支援をぜひ考えてほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議長） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

第1子を出生する場合、原則として、まず結婚しないとはいけません。その結婚する初婚齢というものが、非常に高くなっている現在であります。1994年、平成6年の初婚齢は男性は28.5歳、女性は26.2歳、しかし近年、これは2014年の統計であります、男性は31.1歳、女性は29.4歳であります。厚岸町もそのような傾向にあるわけであります。そこで、しからは第1子の出生年齢の平均は幾つかといいますと、1993年27.2歳、2013年は30.4歳、そういう状況に相なっているのが、今日の時代を迎えているわけであります。

しかもまた、先ほど経済的なお話がありましたけれども、そのとおりなのです。今回初めて、北海道は結婚や子育てに関するアンケート調査というものを発表いたしました。それによりますと、子育てで不安に思っていること、一番目は経済的にやっていけるかどうか、これが54.3%です。仕事をしながら子育てをすることが難しそうというのが46.4%、きちんとした子供に育てられるか自信がない36.5%であります。子育てするのが大変そうというのが29.5%、以下それぞれありますが、やはり経済的な課題というものが大きいのしかかっていることは事実であります。

そういうことで、厚岸町も単独の子育て支援対策を講じているわけでありますが、しかし今日は、結婚が非常に遅くなってきているという時代を迎えているわけでありますので、そういうことを考えながら、今ご質問がありましたけれども、やはり何といたしましても人口減少を抑制するという、一つの大きな課題であることは事実であります。そういう点を考えながら、これからも厚岸町未来創生総合戦略の中で実行をしまいたい、いろいろな施策を講じてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤議長） 5番、竹田議員。

●竹田議員 実際、特効薬になるんだということが市町村のデータで、こうやればこうなったという事実上の証明がなかなかないというのも事実であると思っております。厚岸町において、何が特効薬なのかということも極めるような施策をぜひ考えていってほしい。

私は、何度も申しますけれども、やはり第1子目を産み、育てやすい環境をまずつくることが、一番の特効薬ではなかろうかと思っておりますけれども、そこをもう一度聞きます。

第1子目、第2子目も第3子目も大切に環境を産み育てやすくつくっていくということは、それはもっともでもあります。がしかし、第1子目を産んで、それで親が経験を

して、これで2子目、3子目を産めるなどというところに行き着くものだと私は考えています。最初の1子目を産むか産まないかということが、要するに先ほど町長に北海道のデータを出していただきましたけれども、やはりそこが問題になってくるのだろうと思いますので、1子目についての考え方ということ、もう一度考えていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） これもアンケート調査の結果であります、既婚者が希望する子供の数であります、平均2.4人です。しかし、実際どういう数字になっているかといいますと1.5人なんです。ですから、子供を産みたい、2.4人平均ですが、それだけのやはり希望を持っているようであります。やはり何といたしましても、そういう意味においては、子育て環境をやっぱり大事によくしていかなければならないということが、私は数字にも出ているのではなからうかと、そのように考えているわけであります。

第1子の大切さ、これは分かります。そういう意味で、本年度の予算においても、保育所の保育料の助成等も考えて第1子からということにいたしましたわけですが、それぞれいろいろな課題があるかと思いますが、何度も繰り返しますが、厚岸町未来創生総合戦略の子育て対策として、これを実行することによって、厚岸町も子育て支援ができるんでなからうか、いい環境ができるんでなからうか、そのように考えているところであります。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 それで、他の町村もなかなか取り組んでこなかったもので、子供を産む時点、それから結婚も大事です。結婚しなければ前提として子供を産むということは、結婚しないで産む方もおりますけれども、最終的には結婚する、そして子供を産む、そして子供を育てていくということの環境づくりに対して、町が手厚く保護していこうとなると、やはりそこに財政的に難しさも生じてくるということになります。

それで、私の取り組みの中に、ぜひ取り入れて考えていってほしいということが一つあります。それは、大学等に行く教育的な支援、無利子等の貸し出し、それから企業への、今回も中小企業の中の貸し出しもありますけれども、これも無利子、それから第1次産業においては近代化資金の無利子、いろいろ等々あります。是非、この子ども・子育ての未来創生戦略の中に、子育てに対する無利子の貸し出しということが考えられるのではないかと思います。年数や額、それからいろいろな制約等もあると思っておりますけれども、この辺もぜひ考えていただければ、子育て環境の中に財政を100%つぎ込むのではなくて、一時的に不安な要素を払拭してあげるという手だての中の一つとして考えてもいいのではないかと、厚岸町として、そういうことは他の町村もなかなか考えてはいないわけですが、是非それらも含めて考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

どういうことよっての経済的な協力をするか等にかかってくると思いますが、無利子でお金を公費の中から出すという点だけで、それが済めばいいわけではありますが、やはりもう本当に今日まで国も含めていろいろな子育て対策等含めてやってきているわけではありますが、残念なことに厚岸町も1万人を割ってしまった、今日9万7,000人になった。さらにはまた、厚岸町における流出人口もふえているという現状を考えると、やはり子育てが重要であるという認識は持っております。

その中で、どういう方法、またどういう経済的な中での支援をしていくことがより効果があるのか、無利子ということですから、お金ということに相なろうかと思いますが、確かにお話しいたしましたとおり、経済力が大変心配だということが一番の原因のようでありますので、その経済力を補う方法としてどういうことがあるのか、いろいろと検討しながら子育て支援のあり方というものを、いろいろとまた研究してみたい、そういうふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 その無利子の貸し出しということ、検討の中に入れていただけないかということ、もう一度お聞きしたいと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

確かにどういう方法があるのか、今、具体的なお話がないものですから、ただ無利子、無利子ということでの質問でありますので、今後せつかくの質問をいただいたわけありますので、竹田議員ともまたいろいろと相談をしながら、どういう方法があるのか検討事項として、私は子育て支援の一つとして考えていくことでもあろうかなと思っている次第であります。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 よろしくお願いたします。

次に、防災対策ということであります。

死亡率の高さが、家が倒れて出火も要因としてはありますけれども、ここで私が言っているのは、出火は別として家が倒壊して、答弁にもありました圧死、窒息死というのが80%以上あると、このデータについては私の知り得るデータでは家屋の倒壊による圧死、窒息死は88%、焼死に対しては10%、落下物での死は2%となっているわけですが、いずれにしても8割以上の家の倒壊による圧死ということが現実に行われています。

地震に対しての倒壊等について、厚岸町だけでなく、厚岸町に在住の応急危険度判定

士を持つ人方と協力をして、厚岸町全体でやっていったほうがいいのではないかということをも再三質問させていただいております。家づくり協会のほうに任せるや否やのような感じで、とりあえず家づくり協会のほうでは応急危険度判定士というものを委員会を立ち上げて、厚岸町と協力をしてやっていくということになっております。厚岸町は、このことに対してまだ一度も応急危険度判定士とのやりとりは全くないわけであります。私はここ、厚岸町とせっきくの応急危険度判定士、いわゆる倒壊の恐れ、それからどういった危険があるのかということ調査する団体と連携をとって、早急にやっていかなければならないということをも再三質問させていただいております。がしかし、一度もまだ取り組んではないというのが実態であります。

この辺も含めて、厚岸町として町民の命を守ることから、早急にそういう調査をしていかなければならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいまのご質問については、私も過去のご意見があった中、聞いております。

これは、私、建設課に来て3年目でありますけれども、それ以前からお話が出ている内容であります。これまでは、いわゆる業界団体等と厚岸町と町内の関係団体と申しますか、その団体という一つの人格と申しますか、それとの協定というのでしょうか、そういうようなものはできていない状況であります。これまでに各事業者で働いている方々が応急危険度判定士の資格を取られて、これらの北海道が取りまとめている名簿に登載をいただいているという状況であります。現在、厚岸町に在住を確認されている方では、約20名近くの方がいらっしゃいます。

そういう中で、厚岸町では、それらの方のそういう協力を得て行いたいということをお願いいたしまして、これまでに無料の簡易耐震診断でありますけれども、町民の住宅について平成20年度に1件、それから平成23年度に1件、平成26年度に1件ということで、判定士との協力のもとはじめたのが平成20年度、これまでに3件という状況でございます。

今般そういった状況、これは耐震改修計画も今後新たにつくらなければならないと考えておりますので、今後については関係団体としてお受けできる、例えば厚岸家づくり協会であるとか、そういったところの個人ではなくて、団体として厚岸町との協力体制を築けていけないものか、こういうこともお願いしていきたいなと原課のほうでは現在考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 数年前からずっと言っているんで、今さらそういうふうに考えておりますということは、全く進んでいないと思うわけです。今年度中にでも、早急に、まず応急危険度判定士を持っている方は建築士、建築士の一番かたまっている団体が家づくり協会、そのほかは見当たらないわけですが、町としてはどの団体とどういうふうな関係を結ぶのかは分かりませんが、そういった方々のいるところと本年度中に本当に

早急にやっていただきたい。

そして、願わくば厚岸町の特に密集しているこの真竜の1条通り、商店街の密集している場所、そして住居の密集している場所、そして本町の松葉通り、若竹通り、特に奔渡等の場所、これらについては危険を増す住宅、例えば震度3、震度4、震度5それぞれありますけれども、倒壊の恐れのあるような場所を地図で示して、町民にそれを示されるようなものをつくらなければならないと思います。つくって当たり前だと思っております。そういったことから、早急に取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

●議長（佐藤議長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） まず、団体との連携といいますか、町との協力体制を築いていくことについては、いわゆる早い時期に進めていくことはできるのかなと思っております。今年度中、今年中ということでありますので、努力してまいりたいと思っております。

次に、具体的に調査の上、こういった場所に危険な住宅があるということを経営で町民に示すということについては、行政としてそれが耐震化を図るための必要な手続なのか、ちょっと考えさせていただいて進める必要があると思っております。というのは、現に昭和56年以前の建物が対象になるわけでありますから、今日では築後36年以上が経過していることとございます。つまり、働き盛りの方が建てると、40歳で建てると76歳、そういう世代になるのかなと思っております。危険性をご本人に理解していただくのは大切であると思っておりますけれども、本人はそういったことでは自覚をしていただけるものかと思っておりますけれども、それらが近くにあるよということを近隣の住民にお知らせするという事は、ちょっと具体的にそれがいい方法なのかどうか、少し考えさせていただきたいなと思っております。

●議長（佐藤議長） 5番、竹田議員。

●竹田議員 個人の家を特定して、ここというふうに地図で示すとなると、それは個人への侵害にもつながり、それは果たしてよくないケースになる場合もあります。その辺は慎重にやっていかなければならないと思っております。ですから、地図に示す前にそれぞれの理解を求めなければならないという、順番的にはそういう作業に入るのかもしれませんが、がしかし、それは当たり前のことだと思っておりますので、それらを含めて理解していただいた後に、やはり地図で示していくということが町民のためにもなるということなので、その部分については時間はかかるとは思っておりますけれども、きちっとした組織を立ち上げるということは、本年度中にできるものと思っております。また、今組織を立ち上げるということについては今年度中にやるということなので、それはいいと思っております。

建築基準法の耐震性の基準が変更になったのは昭和56年からですから、56年より前については、その住宅の耐震性についてはないものと、がしかし、それは基準法にのっとったとおりに建てた場合であり、基準法を越える個人的にそれ以上のことをしている住宅もあります。それはあくまでも昭和56年、いわゆる36年以上が経過した住宅が全て対象になるものではないとは理解をしております。

いずれにしても、56年という一つの目処、耐震性が基準法上にあるなしということについて、例えばその当時にあった住宅金融公庫なりというものがあった場合に、設計上耐震性のあるものを建てなさいといった場合については、基準法でクリアする部分には建てましたけれども、それ以上に設計度合いを考えた個人の住宅については、それ以上の耐震性を持つ住宅もあったようにも聞いております。そういったことも踏まえながら、いずれにしてもいつやってくるか分かんない地震災害でありますので、早急にやって立ち上げていていただきたいとお願いをいたします。

●議長（佐藤議長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） ご意見の中でちょっと不明な部分があったものですから、確認させていただきたいのですけれども、今年度中にと聞こえているのですけれども、3月中ということは非常に難しいなと思います。したがって、29年度中ということで理解させていただきたいと思います。

また、今回、耐震性が疑われることについては、今後、町としても新たな計画の改定のために必要な調査の一つであります。この段階で所有者と接触するかどうかは別でありますけれども、そういった市街地にどのような分布されているかというのは、当然抑えていかなきゃならないと考えておりますので、計画策定は29年度中というお約束はできませんけれども、応急危険度判定士が多く所属する、私が今考えているのは厚岸家づくり協会の方々と膝を交えて調査した後は、今後どうしていこうとか、そういった町の推進方策についてのご意見をいただきながら、応急危険度判定士のご協力を是非いただけるよう検討させていただきたいと思います。

●議長（佐藤議長） 5番、竹田議員。

●竹田議員 ずっと言ってきたので、厳しくも今年度中と言ったのですけれども、確かに数十日しか残っていませんので、そこは4月以降の新年度から考えていってほしい。ただ、来年の3月31日までであるわけですけれども、そこまで延ばさないでいただきたいと、できれば5月、6月ぐらいまでに組織的なものを立ち上げていただきたいということだけはお願いをして、それがまずできるかできないかだけお答え願いたいと思います。

●議長（佐藤議長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 私としては、何とかご協力いただける部分が多いのかなという思いもあります。早急に家づくり協会のほうへ出向いてご相談させていただきたいなと思います。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上、本定例会の通告がありました7名の一般質問を終わります。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、議案第19号 監査委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） 議案第19号 監査委員の選任に対する同意を求めることについての、その提案内容をご説明申し上げます。

厚岸町監査委員であります黒田庄司氏の任期が本年3月31日をもって満了するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づく、人格が高潔で、厚岸町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営についてすぐれた識見を有する同氏を、引き続き専任しようとするものであり、同法同条同項の規定により、議会同意を得たく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町湾月2丁目260番地。

氏名、黒田庄司。

生年月日、昭和27年12月10日。

性別、男。

職業、無職であります。

また、黒田氏の学歴、職歴等については、次のページに記載しておりますので、参考に供してください。

議案書の1ページの次であります。

なお、任期は、同法第197条の規定により、本年4月1日から平成33年3月31日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意くださるようお願いをいたします。

- 議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第4、議案第20号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第20号 指定管理者の指定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月、地方自治法の改正により、公の施設管理は直営管理、または指定管理のいずれかを選択し、管理運営することとされたところであります。

厚岸町若齢牛育成センターの施設管理につきましては、平成19年3月の厚岸町議会第1回定例会において、厚岸町若齢牛育成センター条例を制定して指定管理者制度を導入し、同定例会において、釧路太田農業協同共同組合を5年間、指定管理者とする指定議決をいただき、また平成24年3月の厚岸町議会第1回定例会において、さらに5年間の指定議決を経て、当該施設の管理運営を行ってまいりましたが、その指定管理期間が本年31日をもって満了となるところであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例で、原則、公募によることと規定されていますが、厚岸町若齢牛育成センターは、町内における酪農経営者の労働軽減と優良な後継牛を確保するとともに、農業経営野安定に寄与することを設置目的としており、釧路太田農業協同組合の哺育センターと連携強化させることで、一貫した飼育管理により良好な成育と経費の低減が図られるよう、哺育センターに隣接させて整備したものであることから、釧路太田農業協同組合に引き続き施設管理を担っていただくことが最善の方法と考え、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第6号の、本町が出資している法人、または公共団体、もしくは公共的団体において、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成し、相当程度事業効果が期待できると思慮されるときの規定により、公募によらないで指定管理者の候補者を選定するため、同条第2項の規定により、釧路太田農業協同組合に指定管理者指定申請書の提出を求め、平成29年1月30日、厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下について読み上げます。

- 1、公の施設の名称、厚岸町若齢牛育成センター。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町太田5の通り19番地1、釧路太田農業協同組合。
- 3、業務の範囲。
 - (1)厚岸町若齢牛育成センター条例第4条各号に掲げる事業に関すること。
 - (2)施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3)その他町長が定める業務。

4、指定の期間でございますが、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとしております。

なお、管理業務の詳細につきましては、本議案の議決後、指定管理者基本協定を締結することとなりますが、その基本協定書案を参考資料として配付しておりますので、参

考にさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第20号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。
6番、室崎議員。

- 室崎議員 今のご説明を聞いていて、この指定管理者の指定についてであります。29年3月31日までの5年間、指定管理者を釧路太田農協にお願いして行ってきたわけです。今回、その年限が終わるので、また改めて釧路太田農協に指定管理者としての仕事をお願いするという内容ですね。ここにその協定書案も出ているんですが、案ですから確定したものではないといえればそれまでなんだけれども、今までこの5年間お願いしてきたことと、どこが変わるところがありますか。年月日別にして、この協定書にしても。もしそういうものがあるのであれば、ご説明をいただきたい。

- 議長（佐藤議長） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） ご質問のありました年月日は別としてということでございますので、その管理期間等のほかは、実は平成24年から前期が始まっておりますけれども、その際には施行されておりましたが、同年の9月12日に厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例というのが制定されておまして、10月1日から施行されております。その条例の施行に伴って、前期においては追加規定を設けまして、協定書を交わしてございますけれども、このたびの協定書案につきましては34条になります。参考資料の8ページ目に第34条ということで、暴力団員による不当要求行等という項目がございますが、これが前回の24年の際にお示しした協定書案から、この部分がふえているという、それに伴って34条が35条、36条へと送らさっているということで、その他の部分については変わってございません。

- 議長（佐藤議長） よろしいですか。
3番、堀議員。

- 堀議員 ただいま理事者側からの提案理由の説明を聞いていたんですけれども、初めて管理委託をする場合は今の提案理由の説明でもいいのかと思うんですけれども、19年にでき上がって1回目の更新といたらいいのか再契約、さらには今回2回目の再契約といた中で、じゃあこの5年間、業務の内容としてどうだったのかというものが何ら説明がなかったんですよね。例えば、21条には管理業務の実施状況等の確認というものがあるわけですから、この5年間の中で釧路太田農業協同組合の管理というものがどうだったのか、これを教えていただきたいと思えます。
また、施設ができてからもう既に10年といた中で、今後、施設改修等というものが出てくる可能性というものがあるんじゃないのかなと、どこかが壊れたりとかっていう

ものがあると思うのですけれども、そういうものというものは、費用負担等についてはどのようになっているのかというのを確認したいと思います。お願いします。

●議長（佐藤議長） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

ご質問者言われたとおり、毎年、この管理運営の状況については、町のほうにも報告が上がってきております。その報告書に基づいて、毎年内容確認をさせていただいております。このたびもこの指定管理をどこに行わせるかということで、改めてまた指定管理選定委員会の中で議論をさせていただきましたけれども、その中においても、これまでの釧路太田農業協同組合にお願いをして行っていた、これまで10年間に及ぶわけでございますけれども、その効果というのは十分、また、この施設が釧路太田農協の哺育センターと連動する形で、この若齢牛育成センターが機能しているという部分を考慮しますと、ここにつきましては評価は十分されるものだと評価をさせていただいているところでございます。

それと、ご質問者言われたとおり、施設も10年を経過いたしました。当然、この後改修等が必要になってくることが想定されます。今までは大きなところはございません。これら他の施設もそうでございますけれども、町の施設でございますので、躯体の部分、あるいは基本的な管理委託をお願いしている部分が改修等の必要が応じてきた場合には、厚岸町の責任においてそれを改修しなければならないと思います。ただ、受託をしている釧路太田農業協同組合のほうで、これを管理運営するために独自で、町の施設以外にこういう設備があったほうが良いという設備を施していた場合については、それは釧路太田農協のほうでの更新等になると基本的には考えてございます。

●議長（佐藤議長） 3番、堀議員。

●堀議員 分かりました。

ただ、例えば近隣に釧路太田農業協同組合の哺育センターもあって、それとの連動性があるからいいんだ、であれば、この施設の管理はどうなのというものを私方は聞きたいんですよ。しっかりと管理されてきたのかというものを自信を持って私たちに言っていただきたいんですよ。何か近くに別に釧路太田農業協同組合の施設があるから、だから便利だからしょうがないからと思われてしまうと思うんですよ。そうじゃないんだと、この10年間、釧路太田農業協同組合が受託者として、しっかりと管理をしてきたんだというものを明言していただきたいんですよけれども、お願いいたします。

●議長（佐藤議長） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 申し訳ございません。

ご質問者言われるとおり、この若齢牛育成センターについては、十分町が設置した目的をかなえるような管理運営がされているということを確認させていただいております。

そしてまた、当然この施設を運営するに当たっては、収支というものがかかってまいります。この部分におきましても、先ほども言いましたけれども、農協の哺育センターと連動するということでの人件費等々が効率的に運用されていて、なおかつ農家においては一貫した飼育管理がされているという状況も伺っております。そういった意味では、鉏路太田農協のほうにこれまで10年間お願いしておりますけれども、この管理運営については、十分管理をしていただいていると確認をさせていただいているところでございます。

●議長（佐藤議長） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第5、議案第21号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第21号 指定管理者の指定について、その提案理由と内容について説明させていただきます。

議案書4ページをお開きください。

さきに審議いただきました議案20号 指定管理者の指定についてと同様に、平成24年度より宮園鉄北地区集会所の施設管理に導入した、地方自治法に基づく指定管理者制度を継続いたしたく本議案を提出するものであります。

宮園鉄北地区集会所の施設管理については、平成24年3月の厚岸町議会第1回定例会において、指定管理者の指定議決を経て、宮園鉄北自治会を指定管理者として当該施設の管理運営を行ってきましたが、その指定管理期間が本年3月31日をもって満了となることから、引き続き、宮園鉄北地区集会所の施設管理を厚岸町宮園鉄北地区集会所条例第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営を行おうとするものであります。

指定管理者の選定に当たっては、厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例では、原則、公募によることと規定されておりますが、当該施設については協働のまちづくり事業の一つとして、地域住民が利用しやすい施設とするため、地元自

治会により運営体制づくりを行い、建設した経過があり、手続条例第5条第1項第6号に規定する公共的団体への指定管理者の候補者の選定を根拠とし、公募によらない指定管理者の候補者の選定とするため、同条第2項の規定により宮園鉄北自治会に指定管理者指定申請書の提出を求めたところであります。

この申請書について、平成29年1月30日手続条例に定めるところの厚岸町公の施設に係る指定管理者選定委員会で審査され、指定管理者として適当との意見が出されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案書の記以下について、読み上げさせていただきます。

- 1、公の施設の名称、宮園鉄北地区集会所。
- 2、指定管理者の名称、厚岸町宮園3丁目5番地、宮園鉄北自治会。
- 3、業務の範囲。
 - (1)厚岸町宮園鉄北地区集会所条例第3条各号に掲げる事業に関する事。
 - (2)条例第7条の利用の許可に関する事。
 - (3)施設及び設備の維持管理に関する事。
 - (4)その他町長が定める業務。
- 4、指定の期間であります。

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間であります。

なお、お手元に議案第21号参考資料として、宮園鉄北地区集会所基本協定書案を配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、一番簡単なことかもしれないのですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

この協定書、案になっていきますよね、協定書。ということは、今回、指定管理協定が結ばれると同時にこの協定書案のほうも改めて、内容は全く同じかもしれないのですけれども、生きてくるということ、文書的にどう、案ということは、今の時点では4月1日からはこの協定書案も同じものが生きてくると、だから日付は入っていないのかなと、案ということは今生きているものがそのまま行くのか、それとも4月1日から協定書が結ばれた時点で基本協定書、これが協定書ということですか。こっちに上がっているのが。その辺がちょっとよく理解できないんですけども。これに判を押していくということなんですか。協定書そのものの形式がよく分からない。議案にこうやって上がっているんですけども、こっちの案の説明参考資料上がっていますよね。これとの相関関係がよく分からない。これがまず1点目でございます。

2点目でございますが、この協定書を見ますと、23条報告書により精算するとなっております。2項では過不足が生じた場合、精算するとなっておりますよね。要するに、

後で収入と、それから使用料の関係をさっ引いて精算をするとうたっていますよ。それも翌年度にというふうに、精算されるということがこの協定書にあります。平成28年度、本年度当初予算から出発しまして、宮園鉄北集会所の管理運営費というものは実態としてどのような動きをしているのか、この5年間やっていたのですけれども、まず28年度ベースで、当初予算はこのぐらいみていたけれども、結果としてこういう状況ですよという数字を教えてください。だから、最終的にはこのぐらいのものが払われますよと、その実態について翌年度というからどういう経理でされるのか、その辺の動向について説明をまず求めさせていただきます。

●議長（佐藤議長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、基本協定書案につきましては、基本的には基本協定書につきましては5年間の期間、基本的な契約内容のほうをうたわせていただいております。

前回との相違点は、議案第20号のほうでも説明がありましたけれども、前回追加で規定を設けていた部分、暴力団による不当要求行為と法の部分が追加になっているだけでございます。それと、この基本協定書のほかに各年度ごとに指定管理費を記載する年度協定というのがございまして、それについては各年度ごとに協定を交わさせていただきます。

23条の件につきましては、集会所の指定管理費につきましては、その集会所によっても異なりますが、宮園鉄北自治会に対する指定管理につきましては、例えば前年度に葬儀等が入って使用料が多くなりましたという場合においては、支出と収入の差額について翌年度以降に精算をさせていただく方式でやらさせていただきます。

先ほどの協定をいつ結ぶという時点につきましては、この議決をいただいた後、自治会のほうとお話をしまして、基本的には4月1日という形になるかと思っております。内容については特段、特別なことがない限り、今回提示させていただいた内容で協定を交わしたいと考えてございます。

それから、28年度については、まだ決算等は年度途中なものですから収支の確認等をしておりませんが、基本的には今年度は12万円の指定管理費のお支払いを4月に行っております。指定管理費につきましては、先ほどの23条の精算という行為が出てきますので、そういう部分で当初予算とは異なる場合も発生するかと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

●南谷議員 来年度もこの予算は12万円ですよ。平成29年度の当初予算というものは12万円計上していますよ。だから僕が聞いたかったのは、見えないんですよ、今、後で精算しますよという、だからあえて質問させてもらったんです。きちんと答弁してください。1回目ですよ、まだ。

●議長（佐藤議長） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 答弁漏れがあり、大変申し訳ございません。

当初予算を作成する時点で、自治会のほうと一応現在のその時点における使用料の状況、それから支出の状況等というの見込みを立てております。その上で当初予算を組まさせていただきますということになります。ただ、その中でも、例えばそれ以後に葬儀等が多い場合、収入が当然多くなりますので、その場合については、決算が固まった時点で翌年度に精算をさせていただくという手法をとらせていただいております。

- 議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 あえて聞いたのはそういうことなんですよ。12万円、12万円ときているんだけど、後で精算するよと、その実態というのはなかなか我々には見えないんで、そのことについてお尋ねをさせてもらったんだけど、余り変わらないんだというんなら変わらないでいいんです。そういうことをきちっと説明してくださいということ求めたんで。分かりました、余り変わっていないという理解をすればいいのかなと。

その上で、正直言いまして、他の集会所、それからこのように指定管理をさせてやっただけで、大変修繕費なんかは当然まだ建物が新しいでしょうから多く発生しないと思うんですけど、受ける側、非常にそれぞれ努力をなさって、数字的には私はほかの集会所から見ると管理人を置くのと、この差というのは大きな差になっていると私なりに理解をしているんですよ。その辺について、今後5年間についてしっかり取り組んで、指定管理される側の立場も情報交換をきちっとして5年間うまくやってほしいなと思います。最後にきちんとそういうアクセスをまずさせていただくことと、予算管理についても今までの経緯を見てこの5年間やってきたんでしょうけれども、担当課としてどのように受けとめているのか、その辺、実際5年間数字的に余り大きな変動がなかったのか、それから管理運営上大きな問題がなかったのか、この辺についての状況について説明を求めます。

- 議長（佐藤議長） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 宮園鉄北集会所を建設した24年度以降と、その前の施設である宮園白浜コミュニティーセンターの利用状況から比較いたしますと、施設の規模の若干の違いというものもございまして、利用については若干、利用人数としては毎年ではございませんが減少しているという状況にございます。

それと、指定管理費の推移につきましては、24年度当初見込みでスタートしておりますが、その時点では26万4,000円の指定管理費ということでございます。その後、葬儀等さまざまな有料部分の利用もありまして、25年から27年度までは指定管理費は15万円、先ほど申し上げました28年度については12万円を指定管理費を支払うことで施設の運営管理をしていただいていると、自治会に決して赤字部分というのは発生してございません。

自治会としては、自治会のお話ですけれども、以前よりも指定管理を行うことで自分

の自治会の利用はしやすくなっていると、建設の時点からお話し合いをさせていただいている部分もございますが、そういうお話をありがくいただいているところでございます。

- 議長（佐藤議長） 昼食時間になりましたので、質問は午後からお願いいたします。
では、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

- 議長（佐藤議長） 再開いたします。
6番、室崎議員の質疑から行います。
6番、室崎議員。

- 室崎議員 今まで私も気づかなくて、今、急に気づいたので、今までお前何やってたんだと言われると一言の弁解の余地もないんですが、改めてちょっと疑問を呈すことが出たのでお教えいただきたい。

この参考資料としてつけていただいた協定書なんですけど、これは案とつけてもつけてなくてもいいようなものだと思いますが、その27条以下なんです。これは実は前の案件でも同じようなことなんですけれども、不可抗力が発生し、という言葉があるんですが、これを説明していただけませんか。法律用語として少なくとも契約などに書くときの不可抗力というのは判断基準ですよ。事実ではないんです。よく評価の対象と対象の評価という言葉がありますが、評価の対象は事実です。対象の評価というのは判断基準ですよ。これはどういう意味なんですか。

- 議長（佐藤議長） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 不可抗力という言葉が27条、それから29条以降にも使用させていただいておりますが、この協定書におけます不可抗力の定義といたしましては、用語の定義として第5条に、ご質問の意図にちょっとかなっているかどうか分からないところもありますけれども、第5条の第6号に不可抗力の定義を天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水及び土砂災害等をいう)、人災、その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事情をいうと、なお、その後になお書きで、利用者数の増減は不可抗力に含まないものとするという一応定義づけをさせていただいております。

ご質問とちょっと違いますでしょうか。

- 議長（佐藤議長） 6番、室崎議員。

- 室崎議員 27条以下、不可抗力が発生しと書いてあるんです。もしくは、発生する恐れ

があるときはと書いてあります。そうすると、この定義は分かりますよ、言わずもがなのことを書いているんだけど、一つ起きた事案が不可抗力に当たるかどうかの判断をする前に、不可抗力が生じたときはと言えるのですか。誰が判断するのですか。不可抗力という何かレッテルを張ったものが世の中にあるんじゃないですよ。

一つの事案が起きますね。凡例なんかでは、いわゆる危険負担の問題としてこのところがよく争われるんだけど、大津波が来て堤防がひっくり返った、そしてみんなの家が流された、堤防は全く大丈夫だと言っていたじゃないのと、これに対して、今度堤防のほうの責任のある人は、いやいやこの場合はもう不可抗力なんです。そうすると、不可抗力に当たるかどうかということが、裁判所の判断を仰ぐことになります。それまでは津波が来て堤防がひっくり返ったという事実しかそこにはないんですよ。どうしてそういう判断をする前に、誰かがそういう判断をする前に不可抗力があったときは、またある恐れがあるときはなどということが言えるのかということを知っているんです。

これだと、まるで地震だとか津波だとか大雨だとか、そういうものと同じレベルで不可抗力と言っているわけでしょう。それはちょっと判断基準と事実を混同しているんじゃないかと。5条は確かにそう書いていますよ。不可抗力とはこういうものだと、それはいいです。

ここで一番重要なのは、利用者が多いとか少ないとかという話を不可抗力の中に入れて言わないでくださいという意味ですよ。その前のほうは、これはどの参考書、法律書、基本書を見ても書いてますもの。凡例だってこういうことは書いてますもの。だから、言わずもがなのことですよ。と、こっちでは不可抗力が事実のような書き方をしているので、これはちょっとなかなか解しがたいものがあるなど、そのように思ったわけですよ。いかがでしょうか。

●議長（佐藤議長） 休憩いたします。

午後 1 時 06 分 休憩

午後 1 時 08 分 再開

●議長（佐藤議長） 再開いたします。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。

一般的に、不可抗力事故と先ほどご質問者もおっしゃられましたように、この基本協定書では定義のところであつたところと、この言葉の使い方につきましては、大変申し訳ありませんがちょっと勉強不足のところがありまして、契約を行うまでにちょっと精査をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（佐藤議長） よろしいですか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 議会で一応こうやってでましたので、どういうふうに直したか、あるいは直さなかったかでもいいんですけども、それは後で機会を見て議員のほうにも分かるようにしていただきたいと、そのように思いますがいかがですか。

●議長（佐藤議長） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） そのようにさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議長） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第6、議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第22号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

太田門静間道路は、門静地区を通る国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また、石山への道路としても使われており、比較的大型車両が多く通行する道路となっております。その道路状態は、経年劣化により路面にひび割れやわだちが発生して通行に支障を来しており、また旧尾幌1号川にかかるホマカイ橋も建設から約40年がたち、老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め平成33年度までの事業期間として、防衛省の補助を受けて事業を実施して

いるものであります。

今までに計画路線にあるホマカイ橋のかけかえ、軟弱地盤対策、のり面对策及び一部改良舗装を行っております。

本年度は、起点部分及び橋梁前後の改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容であります。1として工事名(平成28年度国債)太田門静間道路改良舗装工事。

2として工事場所、厚岸町太田宏陽。

3として契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で7社の参加によるものです。

4として請負金額、金1億5,660万円也。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

6ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良舗装工であります。延長743.51メートル、幅7.56メートル。

新設部分の構成は、表層、密粒度アスコン、厚さ3センチメートル。基層、粗粒度アスコン、厚さ4センチメートル。上層路盤工、アスファルト安定処理、厚さ5センチメートル。下層路盤工、ゼロから40ミリメートル砕石、厚さ40センチメートル。凍上抑制層、山砂、厚さ40センチメートルとなっております。

2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成は平成29年10月30日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、標準施工断面図は別紙説明資料のとおりです。

7ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央やや下に丸で示した2カ所となります。下側の丸で示した部分は太田門静間道路の国道44号付近となり、上側の丸で示した部分は、新設ホマカイ橋の前後となります。

8ページをお開き願います。

図面左、起点である国道44号から、図面右、太田地区に向かう配置となっており、ホマカイ橋を通過し、太田地区に向かう途中にある曲線までの平面図を示しております。図面左側、国道からの入り口に上下2カ所の表示がありますが、上が現道となり下が計画路線となります。入り口を過ぎてからは、現道と計画はほぼ同じ路線を通り、図面右側、既設ホマカイ橋を通るのが現道、その上部に示している新設ホマカイ橋を通るのが計画路線となっております。

現在まで施工を終えている箇所は、図面中央よりやや左、上方向に引き出し、施工済みで示している改良舗装工、延長1098.28メートル及び計画路線にある新設ホマカイ橋のかけかえ部分であります。また、施工箇所が点在するため図面には示していませんが、計画路線部分や既設道路脇に土を盛り、地盤強化を図る軟弱地盤対策やのり面对策工事は既に完了しております。

今年度は、図面左の国道44号からの入り口部分、太線で示している曲線区間から現道と計画路線が交わる箇所までの区間、延長220.15メートルと、図面中央やや右側の改良

舗装工の施工済みの箇所からホマカイ橋を通過し、太田側の現道に交わる箇所までの区間、延長523.36メートルとなります。合計の施工延長は、改良舗装工、延長743.51メートルとなります。

図面、中央下部に改良舗装工の標準施工断面図を示しております。

新設部分の舗装等の構成は、さきに説明したとおりとなっております。これにより、車が通る幅片側2.75メートルは変わらないものの、路肩に余裕ができるため、全体幅では現道より若干広くなり7.0メートルから7.50メートルとなります。

なお、別途お手元には参考資料といたしまして、2月22日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第7、議案第23号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第23号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

現在、若竹第2埠頭内で漁業関連施設の建設が進められていますが、この地区に公共下水道が整備されていないことから、これらの施設などから排水される下水を処理する污水管を申請するためには、公共下水道計画に位置づける必要がありました。

そのため、北海道と協議を行い、必要な手続を進め、昨年11月に整備の条件が整ったところであります。

この地区の污水管新設工事の全体計画は、湾月3丁目30番地、地先の既設マンホールから若竹1丁目の厚岸町カキ種苗センターまでの約700メートルで、平成30年度に完成を予定しているものであります。

今回、請負締結を締結しようとする工事は、そのうち起点となる湾月3丁目の既設マンホールから町道湾月町通りと厚岸漁港道路内に、延長224.73メートルの污水管を新設するもので、昨年、経済対策としての国の補正予算により配分された社会資本整備総合交付金を活用し、平成29年度に繰越事業として実施するものであります。

契約の内容であります。1として工事名、平成28年度(繰越)若竹1丁目地区污水管新設工事。

2として工事場所、厚岸町若竹1丁目、湾月3丁目。

3として契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札。

4として請負金額、金8,596万8,000円也。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町3丁目109番地、道東建設工業株式会社であります。

10ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、施工延長、長さ224.73メートル。口径150ミリメートル、下水道用硬質塩化ビニール管、長さ0.31メートル。口径250ミリメートル、遠心力鉄筋コンクリート管、長さ220.27メートル。1号マンホール1カ所となっております。

2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成は平成29年11月30日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、断面図は別紙説明資料のとおりです。

11ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面右側の位置図に丸で示した箇所となります。

図面中央が詳細を示した平面図であります。右側にナンバー1の黒丸が既設マンホールに接合する部分で、ここから上にナンバー2を經由して左にナンバー4まで、厚岸漁港道路内に太い実線で示している部分が污水管を新設する位置であります。図面下の断面図は、左側の①が、平面図右上に①と示した町道湾月町通りと、右側の②が、平面図中央に②と示した厚岸漁港道路部分の新設污水管の位置をそれぞれ示したものです。

なお、平面図のナンバー1からナンバー4は、マンホールの位置を示しており、4カ所のうち厚岸漁港道路内のナンバー2からナンバー4の3カ所は、漁港道路建設に当たり、旧海岸線を埋め立てた地下土質が不明な箇所に位置するため、污水管工事を進めながら地下の土質状況が判明した後、設計変更により増設する段階施工を計画しております。

なお、別途お手元には参考資料といたしまして、2月22日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長(佐藤議長) これより、質疑を行います。ございませんか。

11番、中川議員。

●中川議員 今、課長から説明あったんですけども、この参考資料の指名競争入札の金額とこの23号の金額、これでいいんですか。何か違うんだ少し、探せないんですけども、間違いないですか。23号のこの提案の金額と参考資料の金額違うんですけども、ちょっと教えてください。

●議長（佐藤議長） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 指名競争入札に当たりましては、消費税の課税業者と非課税業者が混在する恐れがありますので、あらかじめ非課税価格での入札をいただいております。その関係でございます。

●議長（佐藤議長） 他にございませんか。
5番、竹田議員。

●竹田議員 口径150の長さ、それから口径250の長さを足すと、施工延長の長さの224.73メートルに達しないんですけども、この計算というのは合わないんですけども、その中身だけ教えてください。

●議長（佐藤議長） 休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時37分再開

●議長（佐藤議長） 再開いたします。
水道課長。

●水道課長（遠田課長） 大変失礼しました。

施工延長と管の延長の相違、4.15メートルございますが、この分についてはマンホール工の差になります。マンホールの部分は管を施工しませんので、その差の合計ということになります。具体的に申し上げますと、起点の①の部分、既設管につながるところで1.69メートルの差が出ます。それから、マンホールのナンバー1からナンバー2、ナンバー2からナンバー3、ナンバー3からナンバー4、それぞれの区間0.82メートルの差が出ます。トータルで4.15メートルの差ということになります。

●議長（佐藤議長） よろしいですか。
他にございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議長） 日程第8、議案第24号 厚岸町林業構造改善事業推進協議会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） ただいま上程いただきました議案第24号 厚岸町林業構造改善事業推進協議会設置条例を廃止する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

国においては、昭和39年7月に林業基本法を制定し、林業構造改善事業を重要な施策の一つとして位置づけ、これまでに昭和39年度からの第1次事業、昭和47年からの第2次事業、昭和55年からの第3次事業、平成2年度からの第4次事業、平成8年度からの第5次事業、平成12年度からの第6次事業を実施されました。

本町においては、国が推進する林業構造改善事業を導入し、林業関係団体等が一体となり林業振興を図ろうと、第4次となる林業山村活性化林業構造改善事業を実施するに当たり、厚岸町林業構造改善事業の総合的、有機的な地域林業構造改善事業計画の樹立並びに実施を円滑に進めるため、協議会を設置する必要があったことから、平成4年度に厚岸町林業構造改善事業推進協議会設置条例を制定いたしました。

条例の制定により、平成4年度から平成8年度にかけて総事業費約11億円、国と道から合わせて約6割の補助を受け、町、厚岸町森林組合、厚岸木材工業協同組合において、林業生産施設、林産物加工施設、林産物需要拡大施設、生産環境施設の整備推進を図ることができました。

協議会で計画した事業は全て完了することができ、現在では本条例の設置目的は既に達成されており、さらに国の林業構造改善事業が平成15年度で終了していることから、本条例を廃止しようとするものであります。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、本条例の提出については、国による林業構造改善事業が廃止され、10年余りが経過し、今日に至りましたことにつきましては、深くおわびを申し上げます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第9、議案第25号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第25号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

このたびの徴税条例の一部改正は、国における消費税率の引き上げ実施時期が延期されたことにより、法人町民税の税率引き下げの実施時期及び軽自動車税の環境性能割の導入時期並びに個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の改正が必要となったことから、町税条例及びさきの平成28年第4回定例町議会で議決いただいた町税条例等の一部を改正する条例を改正するため、本定例会に提出するものであります。

改正内容につきましては、別紙お手元に配付の議案第25号説明資料①から③により行いますが、説明資料①の新旧対照表と、具体的な内容として説明資料②及び③を交えながらご説明申し上げます。

なお、この議案は、町税条例の一部を改正する条例とさきの平成28年第4回定例町議会で議決いただいた条例を改正する町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の2条で構成しております。

それでは、議案25号説明資料①新旧対照表をごらんください。

1ページになります。

第1条、町税条例の一部を改正する条例であります。

附則第7条の3の2は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期限の延長でございます。これまで、平成41年度までとしていた町民税の

控除対象年度を平成43年度までとし、居住年も平成31年度までを平成33年とするものであります。

ここで説明資料②をごらんください。改正の概要であります。

中段に消費税率とありますが、8%から10%への引き上げが平成29年4月1日から2年6カ月延期され、平成31年10月1日となり、これに伴い下段になりますが、住宅ローン控除の適用期限を同じく2年6カ月延長し、平成33年12月31日とするものであります。控除額については変更ございません。

再び、説明資料①新旧対照表に戻りまして、2ページになりますが、第2条、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。

この改正は、先の平成28年第4回定例町議会において議決いただいた町税条例等の一部を改正する条例中、未施行の部分について改めるものであります。

改正の概要をご説明申し上げます。説明資料③をごらんください。

この資料は、消費税率の引き上げ時期の延期に伴い、改正が必要となる税ごとにその内容をまとめたものであります。

上から順に、法人町民税の税率の引き下げ並びに自動車取得税の廃止と軽自動車税の環境性能割の導入が消費税率の引き上げ時期と同じくするという内容でございます。

再び、説明資料①新旧対照表の2ページへお戻りください。

これらの改正に伴う改正手法につきましては、現行の規定内容は消費税率の引き上げ時期を平成29年4月1日として規定したものが、このたびの消費税率引き上げ時期の延期を受けて改めるものであります。

なお、改正する内容について、そのほとんどは前回の改正で改め、または追加した規定を一度全て削り、新たな条としてその削った規定を一部改正を含め追加し、その新たな条の施行期日を平成31年10月1日とするものであります。

参考として、一度削る条が新たに規定される条との関係を改正要旨欄に括弧書きで表記しておりますので、ご参照ください。

改正内容であります。第11条の3の改正規定から、9ページ点線部分までの附則第15条の次に6条を加える改正までは、軽自動車税の環境性能割導入時期の変更により、導入に係る規定を削る改正であります。削る規定の内容につきましては、さきの定例町議会で議決をいただいた際に説明しておりますので、省略をさせていただきます。

9ページの点線部分から11ページの点線部分までの附則第16条の改正は、軽自動車税の環境性能割導入時期の変更により、導入に係る規定を削るほか、文言の整理と軽自動車税に適用されていた軽減の特例を1年延長する内容に改めるものであります。

11ページから18ページの点線部分までは、さきにご説明した削った規定を新たな条として規定するもので、規定内容につきましては変更ございません。

なお、規定内容につきましては、さきの平成28年第4回定例町議会においてその詳細をご説明しましたので、ここでは概要のみの説明とさせていただきます。

11ページに戻りまして、第11条の3は、軽自動車税を種別割に改める規定であります。第12条は、軽自動車税の環境性能割導入による引用条番号を追加する改正であります。第28条の4は、法人税割の税率を現行100分の12.1から100分の8.4へと税率を引き下げる規定であります。

12ページ、第69条は、見出しの改正のほか、軽自動車税の環境性能割と種別割の課税に関する規定であります。第69条第3項は、法改正による引用法令上番号及び軽自動車税を種別割へ改めるほか、文言を整理する規定であります。第69条の2は、条を削る規定であります。第70条、次ページにわたり軽自動車税の課税に関する規定であります。第70条の2からは新たに8条を加えるもので、第70条の2は、日本赤十字社が所有する緊急用の軽自動車を非課税とする規定であります。

14ページ、第70条の3は、環境性能割の課税標準に関する規定であります。第70条の4は、環境性能割の税率に関する規定であります。第70条の5は、環境性能割の徴収の方法に関する規定であります。第70条の6は、環境性能割の申告納付に関する規定であります。第70条の7、次ページにわたり環境性能割に係る不申告等に対する罰則の規定であります。第70条の8は、環境性能割の減免に関する規定であります。第70条の9は、軽自動車税の種別割の課税免除に関する規定であります。第71条、次ページにわたり軽自動車税を種別割に改め、税額を定め規定であります。なお、税額の改正はございません。第72条、第73条は、軽自動車税を種別割と改める規定であります。第74条は、軽自動車税を種別割に改めるほか、申告の際に使用する様式番号を改める規定であります。第75条は、軽自動車税を種別割に改め、引用条番号を改める規定であります。第76条、第77条は、軽自動車税を種別割に改める規定であります。

17ページ、第78条第2項は、軽自動車税を種別割に改め、引用条番号を改める規定であります。

附則第15条、次ページにわたり附則第15条の次に新たに6条を加えるもので、第15条の2は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての規定であります。第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例についての規定であります。第15条の4は、軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除に関する規定であります。第15条の5は、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例についての規定であります。

18ページ、第15条の6は、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付に関する規定であります。第15条の7は、軽自動車税の環境性能割の税率野特例についての規定であります。附則16条、次ページにわたり軽自動車税を軽自動車税の種別割に改めるほか、引用法令の改正であります。また、同条第2項から第4項までを削る内容は、軽減の特例を削るという内容であります。

附則の改正であります。

第1条第1号の施行日を平成29年4月1日とする規定であります。規定中から今回消費税率の引き上げ時期変更により施行日が変更となる、軽自動車税及び法人町民税に係る部分を削り、第3号は第1号で削った規定の軽自動車税及び法人町民税に係る部分の施行期日を平成31年10月1日とする規定であります。

20ページ、第2条の見出しの改正は、第2条の2を追加し、その第2条の2と共通見出しとするため、改正手法上、一度見出しを削り、その後同じ見出しとして加えるものであります。第2条は、第3項を削り、第4項及び第5項を繰り上げ、第2条の2は、第2条第3項で削った法人町民税に関する経過措置の規定を施行期日の変更に伴い、引用号番号が変更された部分を改め、規定するものであります。第2条の3は、軽自動車税に関する経過措置の規定で、その適用を平成29年度分とする規定であります。

21ページ、第3条は、見出しを削り、軽自動車税の環境性能割の導入時期変更による文言の整理及び適用年度の改正であります。

議案書21ページに戻りまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

●議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第10、議案第26号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第26号 厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本年度、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により整備を進めてまいりました町営牧場の乾草舎が昨年10月に完成し、12月をもって事業完了したことから、条例第4条で施設の種類及び内容を規定した表に、このたび完成した乾草舎1棟を加える内容であります。

お手元に配付の議案第26号説明資料、厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりご説明申し上げます。

第4条は、施設の種類及び内容の規定であります。左側、現行の表、一番下の「堆肥舎、鉄筋コンクリート造3棟」の次に、右側の改正案で下線を引いてある「乾草舎、鉄骨造平屋1棟」を追加するものであります。

議案書22ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する内容であります。

なお、議案第26号参考資料として、位置図、平面図、立面図をお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第26号の説明を終わります。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第11、議案第27号 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第27号 厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容をご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

このたび、一部改正する条例における小規模商工業者設備近代化資金制度につきましては、町内の小規模商工業者における設備の近代化を促進するため、これに必要な機械等の取得、または改良に要する資金の貸し付けに対し、町が利子の全額を補給することにより、商工業の振興を図ることを目的として、平成2年に厚岸町小規模商工業者設備近代化基金の設置、管理に関する条例及び厚岸町小規模商工業者設備近代化資金貸付条例を制定し、同14年に同基金の設置、管理に関する条例を廃止し、対象事業者への支援内容を変えずに同近代化資金貸付条例を全部改正する形で、厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例を制定いたしまして、商工業者の経営野安定に寄与してきたところであります。

しかしながら、町内の商業においては、人口減少による消費購買力の減退、大型店舗の進出に伴う価格競争の激化、釧路方面への買い物客流出の増加、経営者の高齢化、後継者不足といった問題を抱え、本町の商業を支えてきた商店街を取り巻く経営環境は厳しさを増し、商店街では空き店舗や空き地が目立ち、中心市街地の疲弊が顕著になって

きております。また、加工業においても輸入品との価格競争や鮮魚など原材料の減少、燃油価格の変動、電気料金の値上げなど、長引く経済の低迷により経営体力が低下している状況にあります。

このようなことから、平成28年3月に策定いたしました厚岸町未来創生総合戦略において、町内中小企業への融資制度の見直しを盛り込み、平成28年度において町内金融機関、厚岸町商工会などと事務担当レベルでの検討会議において議論を重ねてまいりました。

ここで、町内商工業者の経営環境の改善に資するよう設備の近代化を進めやすくするための負担軽減策として、利子補給対象限度額の引き上げ、償還期間の延長、利子補給や保証料補助の拡大及び保証人等の緩和などについて、強く求める意見が出されました。この件につきましては、厚岸町商工会から町へ要望書が提出され、また、厚岸町中小企業振興会議におきましても、制度見直しについて異議なく了承されているところであります。

以上のことを踏まえ、本町の商工業の維持、発展に必要不可欠な設備近代化を推進する商工業者への支援を拡大するため、厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の一部を改正するものであります。

議案の内容につきましては、別に配付の議案第27号説明資料厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例新旧対照表により、ご説明いたします。

議案第27号説明資料をごらんください。

改正内容であります。まずはじめに、題名は保証料補助を加える内容のため、「利子補給」の次に、「及び保証料補助」を加える改正であります。

第1条は、「利子補給」の次に、「及び保証料補助」を加え、(以下、利子補給等という)とし、第3条から第17条の利子補給を、同様の理由で利子補給等に改めるものであります。

第6条は、利子補給等の対象となる貸付限度額について、条例第6条中、単年度の融資総額を現行の2,500万円から5,000万円増額し、さらに1件当たりの融資限度額を500万円から1,000万円へ増額する改正であります。これは、業種によっては1件当たりの貸付資金が500万円では設備投資資金としては少なく、投資を見送る場合があるという検討会議での意見を踏まえ、1件当たりの限度額を1,000万円に増額し、それに伴い、融資総額も2倍の5,000万円と増額するものであります。第7条は、利子補給等の対象とする貸し付け条件についてですが、条例第7条第2号ア中、貸付資金が「300万円以下の場合、3年以内」を「500万円以下の場合、5年以内」とし、同号イ中、「300万円を超える場合、5年以内」を「500万円を超える場合、7年以内」に改めるものであります。これは貸付資金の増額に伴い、償還期間を延長することで年間の返済金額がふえることを抑制して、負担を軽減するためのものであります。

また、同条第3号中、「原則として」を「必要により」と改め、優良経営者には北海道信用保証協会の保障なしでも貸し付けできるようにし、事業者の事務手続の簡素化を図るものであります。保障なしとの判断は、融資審査の段階で融資機関が行い、仮に融資の返済が滞った場合には、融資機関が対応することとなり、町には一切の損害を及ぼすものではなく、金融機関等の意見を踏まえ規定するものであります。

第8条は、受給要件についてですが、確認する公納金について他の制度と同様に、3号に後期高齢者医療保険料、4号に介護保険料、9号に公共下水道事業受益者負担金を加える内容であります。

第9条は、利子補給等の金額についてですが、これまでの利子の全額補給に加え、北海道信用保証協会に支払う保証料の2分の1を新たに補助する改正であります。これは、もう一つの町の商工業者向け融資制度である厚岸町中小企業融資についても金融機関や商工会の意見、要望に基づき町の支援拡大を予定しておりますが、これまで同様に同融資よりも、より子規模な事業者を支援する本条例の融資制度を利用したほうが、事業者の負担軽減が図られるよう制度間のバランスを保持するためであります。

第11条は、「償還期ごとの利子に関する内訳書」を「関係書類」に改め、字句を整理するものであります。

議案書24ページにお戻りください。

附則であります。この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

また、経過措置として、この条例の施行の際、現に改正前の厚岸町小規模商工業者設備近代化資金利子補給条例の規定により、資金の貸し付けを受けている者については、なお従前の例によるものであります。

本条例改正に伴う町の財政負担につきましては、平成28年度予算よりも133万6,000円増の184万7,000円とする一般会計予算案を提出しておりますことを申し添えます。

なお、先ほどご説明いたしましたとおり、商工業者への町融資制度の支援策である厚岸町中小企業融資についても、本条例改正の趣旨に鑑み見直しを図る予定であり、別添の町融資制度の見直し案参考資料として、両制度の改正案概要、融資制度見直しに係る事業者負担と町支援の状況表を配付しておりますので、参考としてください。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第12、議案第28号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第28号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成27年度から平成29年度までの介護保険料では、介護保険法の改正により平成27年4月から消費税引き上げによる公費を投入して低所得者の保険料軽減を、特に所得の低い方を対象に実施しているところであります。

平成29年4月には、消費税率10%への引き上げが実施されることを前提に、平成29年度では町民税非課税世帯全体を対象として完全実施する予定としていましたが、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことから、平成29年度における保険料軽減措置について、国は現行の第1段階の方への第1号保険料軽減を継続して実施することといたしました。なお、平成30年度以降の対応については今後検討されることとなっております。

厚岸町においては、現在、この条例の第2条第1項第1号で規定している保険料第1段階の方、つまり生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方の保険料軽減を同条第2項を設け、平成27年度及び28年度に限り行うこととしていたものでありますが、平成29年度においても国の公費の投入が決定されましたので、新年度においてもこれを継続して実施するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

一部改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

改正内容は、第2条第3項中、「前2項」を「前3項」に改め、第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に新たに1項を加える改正で、新たな第3項では第1項第1号の保険料率について平成29年度における保険料率を同号の規定にかかわらず、2万7,540円とするものであります。なお、この軽減措置に要する費用につきましては、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1を負担するものであります。

議案書の26ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第13、議案第29号 厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第29号 厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成27年4月に施行された改正後の介護保険法では、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護予防サービスから除外され、市町村が行う地域支援事業である介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の一部へ移行することになりました。

総合事業の実施は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、附則第14条第1項において平成29年3月31日まで猶予されており、本町では総合事業の実施を厚岸町介護保険条例附則第9条第1項において、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同年4月1日から行うものとする、と規定しております。このたび、平成29年4月から総合事業を実施するため、厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例を制定しようとするものでございます。

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもので、このたび当町が行う総合事業は、介護予防給付であった介護予防訪問介護相当の事業及び介護予防通所介護相当の事業、介護予防支援、一般介護予防事業で、以上四つの事業について規定するものでございます。

議案書27ページをお開き願います。議案に沿ってご説明申し上げます。

第1条であります。

趣旨であります。

この条例は、介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を行うに当たり、関連する法令や国の定める地域支援事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものであります。

第2条は、定義であります。

この条例における用語は、介護保険法及び関連法令において使用するものの例によるとしております。

第3条は、当町が行う事業であります。

第1号では、介護保険法に基づく第1号事業として、アで規定する第1号訪問事業は、予防給付から移行となつたいわゆるホームヘルプ事業、イで規定する第1号通所事業は、予防給付から移行となつたいわゆるデイサービス事業、ウに規定する第1号介護予防支援事業は、介護予防ケアマネジメントいわゆるケアプランを作成する事業を規定しております。

第2号では、要介護状態となることを予防する一般介護予防事業を規定しております。この一般介護予防事業は、厚岸町介護予防・生活支援事業条例に基づく介護予防事業として、これまで行っていた介護予防教室などを総合事業に移行しようとするものでございます。

第4条は対象であります。

第1項の規定は、第3条第1号に規定する第1号事業の対象について、第1号では居宅における要支援の方と、第2号では国の要綱に基づく身体や生活状況に関する25の質問項目において、一定項目以上に該当した65歳以上の方としております。

第2項では、前条第2号に規定する一般介護予防事業の対象者は、65歳以上の方としております。

第5条は、利用手続であります。

総合事業の利用は、届け出、または申請書の提出が必要ですが、これを規則に規定する書類の提出が必要であるとの規定であります。

第6条は、第1号事業の費用の額であります。

第1号事業の費用の額は、介護保険法に規定されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る費用を例に規則で定める額としており、厚岸町では、第1号事業はこれまでの介護予防給付事業に相当する事業であり、同じ費用で実施することが望ましいと考えていることから、国が定めていた額と同額で規則を定める予定であります。

第7条は、第1号事業の費用の支給であります。

第1号事業のいわゆるホームヘルプ事業とデイサービス事業は、これまで予防給付を行ってきた介護事業者によるサービスを受けた場合の費用の支給について、第1項では第6条に規定する第1号事業費の9割を利用者に支給する規定であります。

第2項では、第1項の9割については、一定所得以上の場合には8割とするものであります。これは現在、介護保険は通常1割負担で利用できますが、平成27年8月から一定所得以上の方は2割負担となつたため、総合事業においても同様の負担割合とすることから、支給割合について8割と規定するものでございます。

第3項及び第4項では、第1号事業に係る支給は、介護保険給付と同様に利用者に支給するものであり、これを介護事業者に代理に受領するよう規定するものでございます。

第8条は、利用負担であります。

第1項では、利用者は第6条で定める事業に要する費用から前条で定める負担割合である9割、または8割を控除した額である1割、または2割を利用者負担額として、介

護事業者に支払うものとする規定であります。

第2項では、食事代その他実費が生じた場合には、利用者負担とする規定であります。

第9条は、高額介護予防サービス費相当の支給であります。

総合事業の第1号事業を利用することで、個々の所得に基づく負担限度額以上の負担が発生した場合は、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用を支給するものでございます。

第10条は、指定事業者の指定に係る規定であります。

第1項では、町長は第1号事業のいわゆるホームヘルプ事業とデイサービス事業を行う介護事業者を介護保険法第115条の45の5の規定に基づき、指定を行うとする規定であります。この事業の指定は、これまで北海道知事の指定を受けて予防給付を行っていた既存の事業者については、平成29年4月においては、町内の事業者については町長の指定を受けた者とみなすこととなっております。

第2項では、前項の指定、指定の更新、指定の取り消しに係る規定を規則に委任する規定であります。

第11条は、第1号事業支給費の返還であります。

第1号事業支給費に不正等の行為があった場合に、返還をさせるための規定であります。

第12条は、第3条第1号ア及びイに規定する事業を除く介護予防支援及び一般介護予防事業については、適正に事業運営が図られると認められる法人、または団体に事業の委託ができるとする規定であります。

第13条は、委任であります。

この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定める規定であります。

なお、この条例に基づく総合事業に係る費用につきましては、平成29年度介護保険特別会計予算において計上させていただいているところであります。

次に、附則であります。

附則の第1項は、施行期日であります。

この条例は、平成29年4月1日から施行するとする規定であります。

附則の第2項は、厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部改正であります。

この条例では、高齢者等の事業について規定しており、これまで厚岸町介護予防・生活支援事業で行っていた介護予防教室などを行う介護予防事業について、総合事業の一部として移行するため、所要の改正を行おうとするものです。

一つ目は、題名の改正であります。

この条例における介護予防事業は、総合事業の枠組みで行うことに伴い、類似する条例名の整合性を図るため、題名を厚岸町高齢者等及び身体障害者生活支援事業条例に改めるものです。

二つ目は、第1条及び第2条中における「介護予防・生活支援」という文言から「介護予防・」を削るものでございます。

三つ目は、第2条第10号に規定する介護予防事業を削るものであります。

四つ目は、第3条第5号アに規定する外出支援サービスにおいて、対象者から高齢者を除き、障害者のサービスとするもので、加えて第10号の介護予防事業の対象者に係る

規定を削るものでございます。なお、外出支援サービスから高齢者を除くに伴い、民間有償運送などを利用する際の費用助成の事業について、新年度において予算計上させていただきますところでございます。

なお、この条例の改正におきましては、別に配付しております議案第29号説明資料厚岸町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例附則第2項による厚岸町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正に係る新旧対照表と、議案第29号参考資料として、総合事業の概要、条例引用法令、条例施行規則(案)を配付しておりますので、ご参照願います。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 日程第14、議案第30号 厚岸町特定個人情報保護条例及び厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第30号 厚岸町特定個人情報保護条例及び厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

国は、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符合を個人情報として位置づけるとともに、当該符合の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取り扱いについての規律を定め、個人情報等の取り扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の必要があるとして、7条からなる個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、以下、改正法と略称させていただきます。

きますが、これを制定し、平成27年9月9日に公布いたしました。

改正法の主な内容を申し上げますと、改正法における個人情報の保護に関する法律いわゆる個人情報保護法の一部改正では、個人情報保護委員会の新設、保護対象情報の定め、整備、規制対象事業者の範囲の拡大、事業者の義務の整備、国際的取り扱いの整備や個人情報データベース等提供罪の新設などに係る改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正では、地方公共団体が個人番号を独自に利用する場合における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする改正や、医療等分野における個人番号の利用範囲、情報連携の範囲を拡充する改正、預金保険機構等が行う金融機関破綻時の預金保険制度等における債権額の把握に関する事務において、個人番号を利用できるものとするなどの改正が行われております。

本条例につきましては、改正法第6条による番号法の一部改正において、第19条第8号が追加され、法定事務に加え、法定事務に準じて地方公共団体が条例により独自に個人番号を利用する事務、いわゆる独自利用事務においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする規定が定められたこと及び第26条が追加され、独自利用事務の情報提供ネットワークシステムの使用に関し、第21条から第25条までの規定を準用することが定められたことに伴い、厚岸町特定個人情報保護条例及び厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、所要の改正を行うため制定するものであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は2条立ての構成とし、第1条が、厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正、第2条が、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

なお、条例の改正内容につきましては、別に配付しております議案第30号説明資料の新旧対照表により説明いたします。また、あわせて別に配付しております議案第30号参考資料、関係部分を抜粋した番号法の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

恐れ入りますが、説明資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条、厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正であります。

第2条第5号の改正は、番号法の一部改正により、情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の情報連携について、地方公共団体が条例で定める独自利用事務の情報連携を可能とする規定が第19条第8号として新たに追加されたほか、この第19条第8号の規定による特定個人情報の提供について、この号に規定している同法第23条第1項及び第2項の規定を準用する規定が同法第26条として新たに追加されることに伴い、引用情報を追加し、この定義規定を改めるものであります。

第29条の改正は、番号法の一部改正により、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報のやりとりの記録をいう情報提供等記録の訂正を実施した場合の通知先に、同法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者と条例事務関係情報提供者を追加するものであります。

裏面になりますが、第30条第1項第1号オの改正は、番号法の一部改正により、新たな第26条が追加され、以下の条が1条ずつ繰り下げられることに伴い、ここで規定して

いる同法の引用条項にずれが生じるため、その引用条項を改めるものであります。

次に、第2条、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正であります。

番号法の一部改正により、新たな第19条第8号が追加され、以下の号が1号ずつ繰り下げられることに伴い、本条例の第1条及び第5条第1項中で規定している同法の引用条項似ずれが生じるため、その引用条項を改めるものであります。

次に、附則であります。

議案書32ページをごらん願います。

この条例は、改正法の第6条の施行日に合わせ、平成29年5月30日から施行するとするものであります。

以上、大変簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議長） これより、質疑を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 条例の改正の趣旨は理解をさせていただいたんですけれども、7月から国と厚岸町との情報の連携が始まるということで理解をさせてもらったんですけれども、そこで本町のどういう部分で、何課がどういうものがその影響があるのかなと、連携です。例えば、財務だとか税財政課であればこういう部分だとか、僕も勝手な想像をしたんですけれども、なかなか整理がつかないもんですから、厚岸町の何課でいえばこういう部分が今回から始まりますよというものを、具体的に説明をしていただきたいと思います。

●議長（佐藤議長） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 厚岸町で特定個人情報保護条例、それと先ほどこの改正の条例になりけれども、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例ということで、基本的には税、それと福祉等にかかわる情報連携ということで、このマイナンバー制度が始まったということで、今後それが医療分野であるとか、銀行関係であるとかというところでも使われることとなりますけれども、基本的に厚岸町にかかわる部分としては、税、福祉の部分で、国、それと厚岸町との情報連携が可能になると、それで、実際にどういう形で国のほうから提供してくださいと、してくれということが来るのかという、はっきり今この段階では言えませんが、想定されるものとしては、そういった税、福祉の分野での情報連携ということが考えられるということでもあります。

法律の施行日、さらには今回の条例の施行日、それぞれ29年5月30日からということになっておりますが、これは7月1日からの本格的な情報連携が始まるに当たって、なお、1カ月間準備期間を設けて5月30日の施行としたものと理解をしているところでございます。

●議長（佐藤議長） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 福祉課、それから税、国保税なんかはどうなんですかね。当然その影響があるのかなど、管理とかそういう部分では、国との連携というのは、もう個々だからないのかなと思って、その辺どうなのか確認をさせていただきたいと思います。

それと、それぞれ厚岸町として国とのアクセスをしていかなければならない。非常に事務の処理の関係で情報の管理というのは大変だと思うのですよ。管理体制、それから逆に制度がごろごろ変わる時代です。今、課長が説明されたんですけども、いまだ、どういうものが具体的に、7月から始まるものなんですけれども、連携していけるのかも具体的にまだ来ていないような説明ですよ。何と何が国からつながっていくのかなというのはなかなか見えない。事務方にはもう来ているんですか、こういうものについては国と連携をしますよとか、そういう具体的なものというのはまだ示されていないということなんでしょうか。この辺、再度確認をさせていただきたい。

それから、今言ったように、ここの心配、懸念するのは、その携わる人がよく最近騒がれるんですけども、管理、運営の上で失念していたとか、自治体の中で徴収取り忘れとか、制度が変わった、こういう問題も起きかねない、そういうもののことは、特定の担当者だけのレベルではなかなか厳しい時代になってきたのかなど。ですから、やはり2人なり3人なり、情報の管理をきちんと連携をとれるような体制づくりというの必要ではないのかなど、担当者一人に任せっ放しでは大変まずいと思うんですよ。こういう情報、秘密裏にしなければならぬから少数できちっと管理をすることが大事なんだろうけれども、連携、もしその人が急に何らかの状態で操作できないとなるような場合でも、ただちに補完をしていけるような体制づくりというのは、やはり必要ではないのかなど、僕はその辺懸念するのですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

- 議長（佐藤議長） 総務課長。

- 総務課長（會田課長） まずは、どういうようなところでの情報連携が図られるのかということなんですけれども、先ほど条例案の説明の中で申し上げましたけれども、いわゆる番号法で、この厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の際にも説明をさせていただきましたけれども、この番号法の中で、今、厚岸町の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例では、厚岸町の中での連携部分について規定をしておりますけれども、この番号法の別表の中では既にその事務について今後連携されるもの、さらには今既に連携しているものも含めて、その別表の中で規定がうたわれております。

その該当部分がどれかということも、9月のときには説明をさせていただきましたけれども、数が限りないものですから、今それをここで言うことは難しいんですが、そういったところで情報連携が既に始まっていると、またこれから新たなものが始められると、これまでは国の機関同士の中での情報連携というのがされていたと、今回新たに7月1日からは国、さらには地方公共団体、さらにはほかのところもこれから付加がされるのかなどは思いますけれども、厚岸町の取り扱いの部分では他の地方公共団体、さらには国との間での情報連携ということで抑えております。

その情報管理という部分では、これもこれまで予算補正をさせていただきながら強化を図ってきたところでありますけれども、まずは総務省から示されたスケジュール、または方法の

中でこれまで行ってきておりますけれども、これまでの住民基本台帳に関する重要な基本システム、これとこのマイナンバーの部分についてはまずは切り離すことということで、既に厚岸町はその準備を進めております。

国からさらに要求されたのが、今までのインターネットを介しての通常のメール、さらにはインターネットを介してのホームページ等々、これも切り離すだけではなくて、さらにその部分について強化をするということで、今回の補正予算で減額をしておりますけれども、強靱化事業という形でシステム上のさらなる強化を進めてきたということで、これにつきましても、まずは今年度、庁内の体制をシステム上で整えた上で、この後北海道が仕切ることとなりますクラウドというところで29年度の接続に向けて、さらに準備を進めていくというようなスケジュールになっております。

あと、情報管理の部分で人的な部分でありますけれども、一応厚岸町としては今、総務課の広報情報係でこの部分について担当しておりますけれども、4人体制で行っております。また、それぞれが情報を共有しながらこれらのシステム上の管理の執行も進めてきているということでありますので、一人に集中するというようなことを極力避けるような形での人的配置をしているということでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議長） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議長） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議長） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時38分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成29年 3 月 8 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員